

生徒心得

佐賀県立唐津東中学校の生徒としての品位、態度を保持し、自覚と誇りを持ち、礼儀正しく信頼に足る人物となるよう以下の心得を遵守する。

第1 服装

1 制服

- (1) 登下校時は、本校指定の制服を着用する。
- (2) 夏服上衣は、状況に応じて半袖または長袖のいずれかを選択して着用する。
- (3) 夏服の期間は、6月1日～9月30日、冬服の期間は、10月1日～5月31日とする。ただし、移行期間については適宜決定する。

2 厳冬期の服装

厳冬期の登下校時には、派手でないコート、マフラーを着用してよい。ただし、色は紺、黒、茶、ベージュ、グレー、白の単色とする。また、ストッキング、タイツを着用する場合は、無地のベージュまたは黒とする。

3 カバン・バッグ

登下校時は本校指定のファーストバッグ、セカンドバッグを用いる。

4 通学靴、靴下

通学靴は、白を基調とした運動のできるものとする。靴下は、白・黒・紺・グレーなどの単色とする。ただし、式典時は白のみとする。

5 頭髪等

- 質素で清潔な髪型を心がける。
- ・パーマ、染色、脱色等、頭髪への加工をしない。
 - ・眉への加工はしない。
 - ・入れ墨や整形等、身体への加工はしない。

第2 学校生活

- 1 8:20 までに登校し、3月～10月は18:30 までに、11月～2月は18:00 までに下校する。
- 2 欠席や遅刻、早退をする場合は保護者が学校に連絡する。
- 3 放課前に校外に出る必要がある場合は、担任に申し出る。

第3 禁止事項

次の事項に該当する行為はしてはならない。

- 1 学習に必要なものを持ち込み。
- 2 校内での携帯電話の使用。
- 3 保護者の許可のない 21:00 以降の外出および外泊。
- 4 学校の信用を傷つける行為。

第4 申請・許可事項

次の事項に該当するときは事前に申請し、許可を得ること。

- 1 事情により異装をするとき。
- 2 自転車による通学を希望するとき。
- 3 送迎車を校内に乗り入れるとき。
- 4 携帯電話等を校内に持ち込むとき。
- 5 物品販売、金品の募集等を行うとき。

第5 報告・届出事項

次の各項に該当するときは届出を行うこと。

- 1 欠席や遅刻、早退をするとき。
- 2 交通事故や犯罪にあったとき。
- 3 ケガや疾病に罹患したとき。
- 4 法定感染症に感染したとき。
- 5 放課前に校外へ出るとき。
- 6 部活動への入部、退部するとき。
- 7 環境調査票の記載に変更が生じたとき。

第6 備考

- 1 忌引きの日数は次のとおり。
父母…7日
祖父母、兄弟姉妹…3日
伯叔父母…1日
その他同一家族…1日
- 2 校外で犯罪被害や交通事故にあった場合は速やかに警察に連絡すること。